



熊本県公報

号外 第 3 5 号

平成 28 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款…………… (監理課) 1
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款…………… (〃) 2
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款…………… (〃) 3
- 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款… (営繕課) 3
- 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程…………… (高齢者支援課) 4
- 登 載 依 頼**
- 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 5
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (〃) 6
- 熊本県人事委員会管理する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県人事委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 6
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 8
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 16
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… (〃) 16
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 17
- 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 17
- 熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (監査委員) 18
- 熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程…………… (〃) 31
- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (〃) 32
- 熊本県労働委員会管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 33
- 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (〃) 34
- 熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部留置管理課) 34

告 示

熊本県告示第 4 1 2 号の 2

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成 2 3 年熊本県告示第 3 4 9 号の 1 4）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第 3 項中「同項第二号又は第三号」を「同項第 2 号又は第 3 号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第 4 号又は第 5 号」に改める。

第 9 条第 3 項中「2 名」を「2 人」に改める。

第 1 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「とるべき」を「執るべき」に改める。

第 1 5 条第 4 項中「瑕疵」を「瑕^か疵」に改め、同条第 1 0 項中「き損し」を「毀^く損し」に改める。

第 1 6 条第 5 項中「とるべき」を「執るべき」に改める。

第 1 8 条第 3 項中「とるべき」を「執るべき」に改め、同条第 4 項第 1 号中「第 1 項第一号から第三号」を「第 1 項第 1 号から第 3 号」に改め、同項第 2 号中「第 1 項第四号又

は第五号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」を「第一項第四号又は第五号」に改める。
 号」を「第一項第四号又は第五号」に改める。
 第26条第1項中「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条第2項中「とった」を「執った」に改め、同条第3項中「とる」を「執る」に改め、同条第4項中「とった」を「執った」に改める。
 第27条ただし書、第28条第1項ただし書及び第29条第2項中「てん補された」を「填補された」に改める。
 第34条第8項中「年2.9パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。
 第38条第1項中「先だつて」を「先立って」に改める。
 第41条第1項中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第5項中「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。
 第42条第2項及び第3項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 第44条第1項第4号中「前三号」を「前3号」に改める。
 第44条第2項第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。
 第47条第3項中「前払金が」を「前払金の支払が」に、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第4項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第5項後段中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第8項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第48条第1項を次のように改める。
 受注者は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第44条の2第1項第3号に該当する場合のうち、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、この限りでない。
 第49条第1項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 附 則
 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県告示第412号の3

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の15）の一部を次のように改正する。
 第4条第1項ただし書中「第五号」を「第5号」に改め、同項第5号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第3項中「同項第二号又は第三号」を「同項第2号又は第3号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第4号又は第5号」に改める。
 第9条第3項中「2名」を「2人」に改める。
 第15条第1項及び第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第17条第5項中「き損し」を「毀損し」に改める。
 第19条第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第27条第1項中「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条第2項中「とった」を「執った」に改め、同条第3項中「とる」を「執る」に改め、同条第4項中「とった」を「執った」に改める。
 第28条ただし書、第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項中「てん補された」を「填補された」に改める。
 第35条第6項中「年2.9パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。
 第38条第1項中「先だつて」を「先立って」に改め、同条第3項中「第一号中」を「第1号中」に、「第二号中」を「第2号中」に改める。
 第41条の見出し中「瑕疵担保」を「瑕疵担保」に改め、同条第1項中「若しくは」を「、若しくは」に改める。
 第42条第2項及び第3項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 第43条の2第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。
 第47条第1項中「前払金が」を「前払金の支払が」に、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第2項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第3項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第6項中「前項第一号」を「前項第1号」に改め、同条第7項中「とるべき」を「執るべき」

に改める。
 第48条第1項を次のように改める。
 受託者は、第43条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第43条の2第1項第3号に該当する場合は、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合には、この限りでない。
 第49条第1項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 附 則
 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県告示第412号の4

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の16）の一部を次のように改正する。
 第4条第1項ただし書中「第五号」を「第5号」に改め、同項第5号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第3項中「同項第二号又は第三号」を「同項第2号又は第3号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第4号又は第5号」に改める。
 第14条第3項中「2名」を「2人」に改める。
 第16条第1項及び第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第18条第5項中「き損し」を「毀損し」に改める。
 第20条第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第28条第1項及び第29条第2項中「てん補された」を「填補された」に改める。
 第34条第6項中「年2.9パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。
 第37条第1項中「先だつて」を「先立って」に改め、同条第3項中「第一号中」を「第1号中」に、「第二号中」を「第2号中」に改める。
 第40条の見出し中「瑕疵」を「瑕^カ疵」に改め、同条第1項中「若しくは」を「、若しくは」に改める。
 第41条第2項及び第3項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 第42条の2第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。
 第46条第1項中「前払金が」を「前払金の支払が」に、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第2項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第3項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第4項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第47条第1項を次のように改める。
 受託者は、第42条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第42条の2第1項第3号に該当する場合は、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合には、この限りではない。
 第48条第1項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 附 則
 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県告示第412号の5

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の17）の一部を次のように改正する。
 第4条第1項各号列記以外の部分中「第五号」を「第5号」に改め、同項第5号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第3項中「同項第二号又は第三号」を「同項第2号又は第3号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第4号又は第5号」に改める。
 第8条第3項中「2名」を「2人」に改める。

第10条第1項及び第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第12条第5項中「き損し」を「毀損し」に改める。
 第14条第3項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第22条及び第23条第2項中「てん補された」を「填補された」に改める。
 第31条第2項中「年2.9パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改め、同条第3項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 第37条第1項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第2項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
 第38条第1項中「第33条第1項第3号」の次に「に該当する場合」を加え、「ついて」を「対する」に改める。
 第39条第1項及び第2項中「年2.9パーセントの割合」を「財務大臣の決定する率」に改める。
 第39条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。
 附 則
 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県告示第412号の6

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程（平成21年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1号アの表中「128,900」を「129,900」に、「86,400」を「87,800」に、「56,900」を「57,300」に、「53,800」を「54,200」に、「47,200」を「47,600」に、「46,700」を「47,000」に、「42,100」を「42,400」に、「40,500」を「40,800」に、「37,300」を「37,600」に、「37,800」を「38,100」に、「35,200」を「35,400」に、「33,900」を「34,100」に改め、同号イの表中「107,900」を「108,800」に、「72,400」を「73,000」に、「65,100」を「65,600」に、「58,900」を「59,400」に、「49,900」を「50,300」に、「47,800」を「48,200」に、「42,000」を「42,300」に、「42,100」を「42,400」に、「38,100」を「38,400」に、「36,800」を「37,100」に、「33,800」を「34,000」に、「34,600」を「34,800」に、「32,200」を「32,400」に、「31,100」を「31,300」に改め、同号ウの表中「133,300」を「134,400」に、「89,300」を「90,000」に、「84,500」を「85,200」に、「61,400」を「61,900」に、「56,800」を「57,200」に、「45,700」を「46,000」に、「38,300」を「38,600」に、「33,000」を「33,200」に、「29,100」を「29,300」に、「30,700」を「30,900」に、「27,700」を「27,900」に、「26,800」を「27,000」に、「24,600」を「24,800」に、「26,200」を「26,400」に、「24,500」を「24,700」に、「23,800」を「24,000」に改め、同号エの表中「91,300」を「92,000」に、「61,300」を「61,800」に、「63,700」を「64,200」に、「47,300」を「47,700」に、「46,400」を「46,700」に、「37,300」を「37,600」に、「31,300」を「31,500」に、「27,000」を「27,200」に、「23,800」を「24,000」に、「25,900」を「26,100」に、「23,500」を「23,700」に、「23,000」を「23,100」に、「21,200」を「21,300」に、「23,000」を「23,100」に、「21,500」を「21,600」に、「21,000」を「21,100」に改め、同条第2号アの表中「97,200」を「98,000」に、「65,200」を「65,700」に、「49,300」を「49,700」に、「46,100」を「46,400」に、「39,300」を「39,600」に、「38,700」を「39,000」に、「34,100」を「34,300」に、「30,300」を「30,500」に、「27,400」を「27,600」に、「27,100」を「27,300」に、「24,900」を「25,100」に、「26,500」を「26,700」に、「24,700」を「24,900」に、「24,000」を「24,200」に改め、同号イの表中「69,800」を「70,300」に、「46,900」を「47,200」に、「52,700」を「53,100」に、「40,200」を「40,500」に、「30,400」を「30,600」に、「24,600」を「24,800」に、「20,800」を「20,900」に、「18,000」を「18,100」に、「15,900」を「16,000」に、「14,200」

0」を「14,300」に、「12,900」を「13,000」に、「13,400」を「13,500」に、「12,400」を「12,500」に、「14,900」を「15,000」に、「13,900」を「14,000」に、「14,000」を「14,100」に改め、同号ウの表中「32,300」を「32,500」に、「21,100」を「21,200」に、「26,300」を「26,500」に、「21,000」を「21,100」に、「17,500」を「17,600」に、「15,000」を「15,100」に、「13,100」を「13,200」に、「16,300」を「16,400」に、「14,700」を「14,800」に、「13,300」を「13,400」に、「12,200」を「12,300」に改め、同号エの表中「75,100」を「75,700」に、「50,500」を「50,900」に、「38,200」を「38,500」に、「37,300」を「37,600」に、「32,000」を「32,200」に、「32,400」を「32,600」に、「28,500」を「28,700」に、「25,400」を「25,600」に、「23,000」を「23,100」に、「23,100」を「23,200」に、「21,300」を「21,400」に、「23,100」を「23,200」に、「21,600」を「21,700」に、「21,100」を「21,200」に改め、同号オの表中「25,700」を「25,900」に、「17,600」を「17,700」に、「30,700」を「30,900」に、「25,500」を「25,700」に、「19,400」を「19,500」に、「15,800」を「15,900」に、「13,300」を「13,400」に、「13,400」を「13,500」に、「12,400」を「12,500」に改め、同号カの表中「15,800」を「15,900」に、「12,600」を「12,700」に改める。

第4条の表中「44,810」を「46,090」に、「2,070」を「2,120」に、「42,490」を「42,700」に、「1,880」を「1,930」に改める。

第5条第1号アの表中「108,900」を「109,700」に、「91,800」を「92,500」に、「78,900」を「79,500」に、「69,200」を「69,700」に、「66,500」を「67,000」に、「60,000」を「60,400」に、「59,000」を「59,400」に、「57,600」を「58,000」に、「56,600」を「57,000」に、「55,600」を「56,000」に、「57,000」を「57,400」に、「53,900」を「54,300」に、「53,400」を「53,800」に、「52,900」を「53,300」に、「52,500」を「52,900」に、「50,000」を「50,300」に、「50,300」を「50,600」に改め、同号イの表中「78,300」を「78,900」に、「66,000」を「66,500」に、「56,700」を「57,100」に、「49,900」を「50,200」に、「52,800」を「53,200」に、「47,600」を「47,900」に、「47,800」を「48,100」に、「46,600」を「46,900」に改め、同条第2号アの表中「49,600」を「49,900」に、「42,100」を「42,400」に、「36,400」を「36,600」に、「31,900」を「32,100」に、「28,400」を「28,600」に、「25,800」を「25,900」に、「23,900」を「24,000」に、「25,400」を「25,500」に、「23,500」を「23,600」に、「21,800」を「21,900」に、「22,600」を「22,700」に、「21,600」を「21,700」に、「20,400」を「20,500」に、「19,300」を「19,400」に、「18,400」を「18,500」に、「17,500」を「17,600」に、「17,400」を「17,500」に改め、同号イの表中「39,400」を「39,700」に、「40,090」を「41,200」に、「41,600」を「41,900」に、「42,200」を「42,500」に、「35,100」を「35,300」に、「30,100」を「30,300」に、「26,400」を「26,600」に、「28,300」を「28,500」に、「25,400」を「25,500」に、「27,200」を「27,400」に、「24,900」を「25,000」に、「26,300」を「26,500」に、「27,500」を「27,700」に、「28,600」を「28,800」に、「26,800」を「27,000」に、「27,800」を「28,000」に、「28,700」を「28,900」に、「29,500」を「29,700」に、「28,000」を「28,200」に、「30,100」を「30,300」に改める。

第6条の表中「52,780」を「54,280」に、「2,070」を「2,120」に、「50,210」を「51,640」に、「1,880」を「1,930」に改める。

別記の1の(4)中「別記第7号様式」を「別記第1号様式」に改める。

別記の2の(3)中「別記第8号様式」を「別記第2号様式」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

登載依頼

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

熊本県人事委員会委員長 宮田政道

熊本県人事委員会規則第20号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 第3条総務課の項第11号中「任用試験」を「競争試験」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。
 (13) 退職管理に關すること（任命権者の事務に關すること。）。
 第3条公務員課の項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第11号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第12号を次のように改める。
 (12) 職員の研修に關する制度の研究に關すること。
 第3条公務員課の項第14号中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改め、同項に次の1号を加える。
 (17) 退職管理に關すること（任命権者の事務に關することを除く。）。
 附則
 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成28年3月31日

熊本県人事委員会委員長 宮田政道

熊本県人事委員会訓令第2号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の4職員任用に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第3号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同欄第4号中「第17条から第21条まで」を「第17条及び第21条」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同表の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第9号中「第31項第6号」を「第32項第6号」に改め、同表の7不利益処分に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項事務局長の専決事項の欄第1号中「不利益処分に関する規則」を「不利益処分に関する規則」に改め、同欄第2号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同欄第3号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同欄第4号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同欄第5号から第7号までの規定中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同欄第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄第9号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同表の12退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事務の項の次に次のように加える。

13 退職管理に關する事務	1 地方公務員法第38条の5第1項の規定に基づく任命権者に対する調査の要求に關すること。 2 退職管理に係る地方公務員法の規定に基づく届出等の処理及び關係者に対する文書の送付に關すること。
---------------	---

別表第2公務員課長専決事項の欄第1号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

附則
 (施行期日)
 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この訓令の施行前にされた懲戒その他その意に反する不利益な処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年3月31日

熊本県人事委員会委員長 宮田政道

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県人事委員会
 が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
 (熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)
 第1条 熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
 題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「級別格付基準表の」を「等級別基準職務表等に掲げる」に、「の属する」を「が現に任命されている」に、「を占めるに至った」を「に任命された」に、「占めることとなった」を「任命された」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員が、その職員に適用される等級別基準職務表等に掲げる職の区分において、その者が現に属する職務の級につき人事委員会が別に定める格付の基準に該当するときは、その該当する職務の級に昇格させることができる。

第 1 7 条第 1 項中「級別格付基準表の」を「等級別基準職務表等に掲げる」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「級別格付基準表の」を「等級別基準職務表等に掲げる」に改める。

第 1 9 条の見出し中「昇給日」の次に「及び評価終了日」を加え、同条中「配偶者同行休業条第 1 0 条第 1 項の」の次に「規定により昇給を行う」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 一般職員給与条例第 5 条第 4 項、県立学校給与条例第 6 条第 4 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 4 項に規定する昇給日前における人事委員会規則で定める日は、昇給日前 1 年間に於ける 9 月 3 0 日とする。

第 1 9 条の次に次の 1 項を加える。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第 1 9 条の 2 一般職員給与条例第 5 条第 4 項、県立学校給与条例第 6 条第 4 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けること、村立学校給与条例第 6 条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けること、勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして任命権者があらかじめ指定するものを除く。)があったこととする。

附則に次の 1 項を加える。

7 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成 2 2 年熊本県人事委員会規則第 1 8 号)による改正前の規則第 1 4 条第 1 項に規定する別に定める事項に該当し、同項の規定の適用を受けて昇格した職員の職務の級については、別表第 1 の定めにかかわらず、当該適用による職務の級とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 等級別職務分類表 (第 4 条関係)

1 行政職給料表

職務の級	組	織	職	
1 級	知事の事務部局	地方出先機関	総務部	消防学校教官
			商工観光労働部	技術短期大学校講師
			農林水産部	農業大学校講師 水産研究センター 船長及び機関長 漁業取締事務所 船長及び機関長
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会			書記
	警 察	警 察	本 部	係員 課付 所付 室付 隊付
			市 部	係員 課付
			学 校	係員 校付
			署	係員 署付
	教育委員会事務局	事 務 局		本庁学芸員、社会教育主事補及び学芸員補 教育事務所社会教育主事補 生涯学習推進センター社会教育主事補
			教 育 機 関	図書館司書 美術館学芸員及び学芸員補 装飾古墳館学芸員 県立学校事務職員及び学校図書館事務職員 市町村立学校事務職員
知事の事務部局	本 庁		課付 室付	
		地方出先機関	総務部	広域本部課長、出納専門員、税務専門員及び課付 広域本部地域振興局課長、出納専門員及び課付 県央広域本部熊本農政事務所課長 県央広域本部熊本土木事務所課長及び所付 自動車税事務所課長 消防学校課長、教務参事及び主任教官

3級			企 画 振 興 部	東京事務所課長	
			健 康 福 祉 部	保健所課長 福祉総合相談所課長 こども総合療育センター療育長	
			商工観光労働部	産業技術センター室長 高等技術専門校課長 技術短期大学校准教授及び主任講師	
			農 林 水 産 部	農業研究センター生産環境研究所係長 農業大学校課長、准教授及び主任講師 病害虫防除所副所長 家畜保健衛生所課長 林業研究指導所課長及び部長 水産研究センター課長、室長、船長及び機関長 漁業取締事務所副所長、船長及び機関長	
			土 木 部	ダム管理所課長 港管理事務所付 天草空港管理事務所課長 熊本駅 周辺整備事務所課長	
		議 会 事 務 局		巡視長	
		警 察	警 察 本 部	総括係長 係長 主任 課付 所付 室付 隊付	
			市 警 察 部	総括係長 係長 主任 課付	
			警 察 学 校	教官 総括係長 係長 主任 校付	
			警 察 署	総括係長 係長 主任 署付	
		教育委員会事務局	事 務 局	本庁係長、社会教育主事、課付及び主任学芸員 教育事務所課長、管理主事、指導主事及び社会教育主事 生涯学習推進センター社会教育主事	
			教 育 機 関	教育センター課長及び室長 図書館係長及び主任司書 天草青年の家 専門職員 少年自然の家 専門職員 あしきた青少年の家 専門職員 美術館係長、美術専門員及び主任学芸員 装飾古墳館課長及び主任学芸員 県立学校事務長、事務主査、船長、主任事務職員及び主任学校図書館事務職員 市町村立学校事務長、事務主任及び主任事務職員	
		知事の事務部局	本 庁	室長 課長補佐 課付 室付	
			地方出先機関	総 務 部	広域本部部付 広域本部地域振興局部付 県央広域本部熊本農政事務所次長及び課長 県央広域本部熊本土木事務所次長及び課長 自動車税事務所次長 消防学校副校長、課長及び教務主幹 防災消防航空センター所長
				企 画 振 興 部	東京事務所課長及び所付 博物館ネットワークセンター所長
			健 康 福 祉 部	保健所次長及び課長 福祉総合相談所課長 保健環境科学研究所課長 食肉衛生検査所次長及び課長 八代児童相談所長 清水が丘学園園長、副園長及び課長 こども総合療育センター部長及び課長 精神保	

4 級				健福祉センター次長
			環 境 生 活 部	環境センター副館長 消費生活センター次長 くまもと県民交流館副館長
			商工観光労働部	大阪事務所次長 産業技術センター次長及び室長 高等技術専門校事務長 技術短期大学校事務局長、課長、部長、科長及び教授
			農 林 水 産 部	農業研究センター課長及び所付 農業研究センター農産園芸研究所茶業研究所長 農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センターい業研究所室長 農業研究センター農業研究所長 農業大学校事務長、学部長、科長及び教授 病害虫防除所長 家畜保健衛生所課長 林業研究指導所次長 水産研究センター次長 漁業取締事務所長
			土 木 部	ダム管理所長 港管理事務所長 天草空港管理事務所課長 熊本駅周辺整備事務所長
		選 挙 管 理 委 員 会		総括書記
		警 察 本 部	警 察 本 部	師範 課長補佐 所長補佐 室長補佐 隊長補佐 通告補佐官 課付 所付 室付 隊付
			市 警 察 部	課長補佐 課付
			警 察 学 校	師範 校長補佐 教官 校付
			警 察 署	課長 署付
		教育委員会事務局	事 務 局	本庁室長及び課付 生涯学習推進センター次長
			教 育 機 関	教育センター副所長及び部長 図書館課長及び文学・歴史館副館長 天草青年の家主幹専門職員 少年自然の家主幹専門職員 あしきた青少年の家主幹専門職員 美術館副館長及び課長 装飾古墳館館長、副館長及び課長 県立学校主任事務長及び事務主幹 市町村立学校主任事務長及び事務主幹
		知事の事務部局	本 庁	センター長 政策監 政策調整審議員 部付 政策調整監 情報企画監
			地方出先機関	総 務 部 広域本部首席税務専門員及び本部付 広域本部地域振興局局付 県央広域本部熊本農政事務所長 自動車税事務所長 消防学校長
			企 画 振 興 部	東京事務所次長
		健 康 福 祉 部	福祉総合相談所次長 保健環境科学研究所次長 こども総合療育センター事務部長	
		環 境 生 活 部	消費生活センター長 くまもと県民交流館長	
		商工観光労働部	福岡事務所長 産業技術センター次長 高等技術専門校長 技術短期大	

6級				学校副校長
			農 林 水 産 部	農業研究センター部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長 農業研究センター畜産研究所長 農業研究センターい業研究所長 農業研究センター果樹研究所長 農業大学校副校長及び部長 林業研究指導所長 水産研究センター所長
			土 木 部	天草空港管理事務所長
	監 査 委 員 事 務 局			監査監
	警 察	警 察 本 部		課長 所長 管理官 首席師範 次席室長 部付 課付 所付 室付
			警 察 学 校	首席師範 校付
			警 察 署	会計官 署付
	教育委員会事務局	事 務 局		本庁政策監、政策調整審議員及び局付 教育事務所長
		教 育 機 関		教育センター所長及び副所長 図書館副館長及び館付
	7級	知事の事務部局	本 庁	政策審議監 部付 危機管理監 土木技術審議監 出納局長
地方出先機関			総 務 部 広域本部副本部長 県央広域本部 土木部長 天草広域本部総務部長 及び土木部長 天草広域本部天草地域振興局次長及び土木部長 県央広域本部熊本土木事務所長	
			企 画 振 興 部	東京事務所次長
			健 康 福 祉 部	福祉総合相談所長
			商工観光労働部	大阪事務所長
			農 林 水 産 部	農業研究センター次長 農業大学校長
議 会 事 務 局				次長
警 察		警 察 本 部		参事官 理事官 部付
教育委員会事務局		事 務 局		本庁局長及び局付 生涯学習推進センター所長
		教 育 機 関		図書館長
9級	知事の事務部局	本 庁	理事 総括審議員 部付 知事公室長	
		地方出先機関	総 務 部	天草広域本部天草地域振興局長
			企 画 振 興 部	東京事務所長
		農 林 水 産 部	農業研究センター所長	
	教育委員会事務局	事 務 局	本庁教育理事、総括審議員及び局付	
	教 育 機 関		美術館長	

備考

- この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。
- 3級の知事の事務部局の水産研究センター船長及び機関長並びに漁業取締事務所船長及び機関長は、参事の職務に相当する職である。
- 3級の警察の課付、所付、室付、隊付、校付及び署付は、この表に定める警察本部の係長又は主

任の職務に相当する職である。

- 4 4級の知事の事務部局の課長補佐は、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成28年熊本県人事委員会規則第22号)による改正前の規則別表第1の規定に基づき、本庁の課長補佐の職にある者に適用する。
- 5 4級の知事の事務部局の課付、室付、県央広域本部熊本農政事務所課長、県央広域本部熊本土木事務所課長、消防学校課長、東京事務所課長、保健所課長、福祉総合相談所課長、産業技術センター室長、家畜保健衛生所課長及び天草空港管理事務所課長並びに教育委員会事務局の本庁課付及び装飾古墳館課長は、主幹又は課長補佐の職務に相当する職である。
- 6 4級の警察の課付、所付、室付、隊付、教官、校付及び署付は、この表に定める警察本部の課長補佐の職務に相当する職である。
- 7 6級の知事の事務部局の産業技術センター次長及び教育委員会事務局の教育センター副所長は、本庁又は委員会等の事務局の課長の職務に相当する職である。
- 8 6級の警察の課付、所付、室付、校付及び署付は、この表に定める警察本部の課長の職務に相当する職である。
- 9 7級の知事の事務部局の部付及び東京事務所次長並びに教育委員会事務局の本庁局付は、本庁の局長の職務に相当する職である。
- 10 7級の警察の部付は、この表に定める警察本部の参事官又は理事官の職務に相当する職である。
- 11 9級の知事の事務部局の部付及び教育委員会事務局の本庁局付は、本庁の部長の職務に相当する職である。

2 公安職給料表

職務の級	組	織	職
1級	警 察	警 察 本 部	隊員 課付 所付 室付 隊付
		警 察 学 校	校付
		警 察 署	署付
2級	警 察	警 察 本 部	分隊長 隊員 課付 所付 室付 隊付
		警 察 学 校	助教 校付
		警 察 署	署付
3級	警 察 共 通	警 察 本 部	総括係長 参事
		警 察 本 部	総括小隊長 小隊長 総括分駐隊長 分駐隊長 課付 所付 室付 隊付
		警 察 学 校	教官 助教 校付
		警 察 署	所長 署付
4級	警 察	警 察 本 部	室長 副室長 隊長 副隊長 所長 補佐 室長補佐 隊長補佐 秘書官 教養指導官 師範 少年補導官 通信指令官 鑑識指導官 研究官 事故分析官 交通指導官 被害者連絡調整官 通告補佐官 訓練指導官 課付 所付 室付 隊付
		市 警 察 部	課長補佐 課付
		警 察 学 校	師範 校長補佐 教官 校付
		警 察 署	地域指導官 所長 署付
	警 察	警 察 本 部	所長 室長 隊長 企画調査官 監察官 聴聞官 部付 管理官 副室長 副隊長 首席師範 広報官 サイバー犯罪対策官 地域連携推進官 地域指導対策官 刑事指導官 広域捜査官 性犯罪捜査指導官 検視官 組織犯罪捜査指導官 情報分析官

6級			暴力対策官 交通事故事件捜査統括官 通告官 警備指導官 警備対策官 課付 所付 室付 隊付
		市 警 察 部	課長 政策企画官 部付 次席 課付
		警 察 学 校	首席師範 副校長 校付
		警 察 署	会計官 刑事官 地域官 交通官 地域・交通官 署付
8級	警 察	警 察 本 部	部付
9級	警 察	警 察 本 部	首席監察官 部付
		市 警 察 部	部長 部付
		警 察 学 校	校長

備考

- この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。
- 2級の隊員、課付、所付、室付、隊付、校付及び署付は、巡查長又は巡查部長をもって充てる職である。
- 3級の課付、所付、室付、隊付、助教、校付及び署付は、警部補をもって充てる職である。
- 4級の課付、所付、室付、隊付、教官、校付、所長及び署付は、警部をもって充てる職である。
- 6級の室長、隊長、副室長、副隊長、課付、所付、室付、隊付、校付及び署付は、警視をもって充てる職である。
- 9級の部付は、警察本部の部長の職務に相当する職である。

3 研究職給料表

職務の級	組	織	職
1級	警 察	科 学 捜 査 研 究 所	所付
3級	知事の事務部局	産 業 技 術 セ ン タ ー	所付
		農 業 研 究 セ ン タ ー	所付 生産環境研究所係長
	警 察	科 学 捜 査 研 究 所	所付 主任
5級	警 察	科 学 捜 査 研 究 所	管理官 所付

備考

- この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。
- 3級の科学捜査研究所所付は、巡查部長、警部補又は警部にある者をもって充てる職である。
- 5級の科学捜査研究所所付は、警部(首席研究主幹であった者に限る。)又は警視にある者をもって充てる職である。

4 医療職給料表 (1)

職務の級	組	織	職
2級	知事の事務部局	本 庁	課付
		広 域 本 部	課長 地域振興局課長
		精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	次長
3級	知事の事務部局	本 庁	政策監
		広 域 本 部	部長 地域振興局部長
		精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長
4級	知事の事務部局	本 庁	部付

備考

この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。

5 医療職給料表（2）

職務の級	組	織	職
1級	知事の事務部局	農 業 大 学 校	講師
3級	知事の事務部局	広 域 本 部	課長 地域振興局課長
		こども総合療育センター	薬局長 訓練長
		食肉衛生検査所	課長 八代検査室長 人吉検査室長 天草検査室長
		農 業 大 学 校	准教授 主任講師
	教育委員会事務局	家畜保健衛生所	所付
5級	知事の事務部局	広 域 本 部	副部長 地域振興局副部長 課長 地域振興局課長
		食肉衛生検査所	次長 所付
		農 業 大 学 校	教授
		家畜保健衛生所	所付
7級	知事の事務部局	保健環境科学研究所	所長
		食肉衛生検査所	所長
		農業研究センター畜産研究所	所長

備考

- この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。
- 5級の知事の事務部局の課長、地域振興局課長及び家畜保健衛生所の所付は、主幹又は課長補佐の職務に相当する職である。

6 医療職給料表（3）

職務の級	組	織	職
3級	知事の事務部局	広 域 本 部	課長 地域振興局課長
	警 察	警 察 本 部	係長 課付
5級	知事の事務部局	広 域 本 部	副部長 地域振興局副部長 課長 地域振興局課長
	警 察	警 察 本 部	室長補佐

備考

- この表に定める職については、当該職にある職員が人事委員会が別に定める格付の基準に該当する場合、この表において当該職を定めている職務の級よりも上位の職務の級に定めがあるものとする。
- 5級の知事の事務部局の課長及び地域振興局課長は、主幹又は課長補佐の職務に相当する職である。

7 教育職給料表（2）

職務の級	組	織	職
1級	県 立	学 校	教諭 養護教諭 栄養教諭

備考

この表は県立学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、人事委員会が認める者に適用する。

別表第3の4 中学卒の部 中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
別表第4 備考第4項中「、歯学」を「若しくは歯学に関する課程」に、「獣医学に関する課程」を「薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 29 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置)
- 2 平成 29 年 1 月 1 日に行われる熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 (昭和 26 年熊本県条例第 2 号) 第 5 条第 4 項、熊本県立学校職員等の給与に関する条例 (昭和 29 年熊本県条例第 19 号) 第 6 条第 4 項又は熊本縣市町村立学校職員等の給与に関する条例 (昭和 29 年熊本県条例第 20 号) 第 6 条第 4 項の規定による昇給については、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 19 条第 2 項中「日は、昇給日前 1 年間における 9 月 30 日」とあるのは、「期間は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 23 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則 (昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

食肉衛生検査所	(1) と畜検査員 (八代検査室及び人吉検査室に所属する者並びに (2) に掲げる者を除く。)	4
	(2) 所長、次長の職にあると畜検査員 (3) 人吉検査室に所属し、と畜検査業務に従事すると畜検査員	1

を

「

食肉衛生検査所	(1) と畜検査員 (食鳥検査員を兼ねる者を含み、八代検査室に所属すると畜検査員及び (2) から (4) に掲げる者を除く。)	4
	(2) 所長、次長の職にあると畜検査員 (3) 人吉検査室に所属し、と畜検査業務に従事すると畜検査員 (4) 天草検査室に所属し、食鳥検査業務に従事する食鳥検査員	1

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 24 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則 (昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事の事務部局の部総務部の款地方出先機関の項中「天草広域本部土木部副部長 天草広域本部天草地域振興局土木部副部長」及び「(区分 5 種のものを除く。)」を削り、同部企画振興部の款地方出先機関の項中「

東京事務所次長	5 種	を
---------	-----	---

「東京事務所次長 (人事委員会が定めるものに限る。)

東京事務所次長 (人事委員会が定めるものに限る。)	3 種
東京事務所次長 (区分 3 種のものを除く。)	5 種

に改め、同部健康福

祉部の款地方出先機関の項中「こども総合療育センター診療部長」を削り、「こども総合療育センター地域療育部長」を「こども総合療育センター診療部長 こども総合療育センター地域療育部長」に改め、同部環境生活部の款地方出先機関の項中「くまもと県民交流館長」を「消費生活センター長 くまもと県民交流館長」に改め、同部農林水産部の款地方出先機関の項中「

農業研究センター所長	農業研究センター次長	農業大学校長	3 種	を
------------	------------	--------	-----	---

農業研究センター所長	1 種
農業研究センター次長 農業大学校長	3 種

に改め、同表監査委員事務局の

部事務局長の項中「1 種」を「3 種」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 25 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号中「育児休業をしている職員」の次に「(基準日以前 6 箇月の期間における育児休業法第 2 条の規定による育児休業の承認期間が 1 箇月以下である職員 (基準日以前 6 箇月の期間を超えて引き続き 1 箇月を超える育児休業をしている職員を除く。)) を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 26 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の地域手当に関する規則 (平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

(平成 29 年 3 月 31 日までの間における一般職員給与条例第 9 条の 2 及び県立学校給与条例第 10 条の 2 の規定による地域手当の支給割合)

2 平成 29 年 3 月 31 日までの間における熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 28 年熊本県条例第 1 号。以下「平成 28 年改正条例」という。) 附則第 16 項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第 9 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合及び平成 28 年改正条例附則第 17 項の規定により読み替えられた県立学校給与条例第 10 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

附則第 3 項を次のように改める。

(平成 29 年 3 月 31 日までの間における一般職員給与条例第 9 条の 3 の規定による地域手当の支給割合)

3 平成 29 年 3 月 31 日までの間における平成 28 年改正条例附則第 16 項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、10 分の 15.5 とする。

附則別表を次のように改める。

支 給 割 合	都 道 府 県	支 給 地 域
1 0 0 分の 1 8 . 5	東京都	特別区
1 0 0 分の 1 5 . 5	大阪府	大阪市
1 0 0 分の 1 4	東京都	府中市
1 0 0 分の 1 0	福岡県	福岡市
1 0 0 分の 5	福岡県	太宰府市
1 0 0 分の 3	長崎県	長崎市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 2 8 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表中

福井県	福井市	6 級地
大阪府	大阪市	2 級地
福岡県	福岡市	4 級地
	太宰府市	6 級地
長崎県	長崎市	6 級地

を

大阪府	大阪市	2 級地
福岡県	福岡市	5 級地
	太宰府市	6 級地
長崎県	長崎市	7 級地

に改め、

同表備考中「平成 1 8 年 4 月 1 日」を「平成 2 8 年 4 月 1 日」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県監査委員告示第 2 号

熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県監査委員 松 見 辰 彦
 同 竹 中 潮
 同 溝 口 幸 治
 同 坂 田 孝 志

熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程（平成 2 4 年熊本県監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（保存期間満了時の措置）

第 5 条 条例第 5 条第 5 項の保存期間が満了したときの措置は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項に係る行政文書ファイル等について、当該各項の保存期間満了時の措置欄に定める措置とする。

別表（第 2 条及び第 3 条関係）を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
県議会に関する事項				
1 県議会における審議等に関する事項	本会議における審議	質疑に関する文書 審議に関する文書	10 年	廃棄
	委員会における審議	審議に関する文書		

		その他議会に関する事項	その他議会に関する文書		
条例等の制定又は改廃及びその経緯					
2	条例の制定又は改廃及びその経緯	条例案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30 年	移管
			立案に活用した調査又は研究に関する文書		
			知事部局との協議に関する文書		
			条例案の決定過程に関する文書		
		他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書		
		県民等からの意見聴取	県政パブリックコメント手続に関する文書		
		条例案の審査	条例案の審査過程が記録された文書		
		議案の決定	議会への議案提案依頼に関する文書		
		議会審議	議会の審議に関する文書		
条例の公布	県公報登載等による公布に関する文書				
解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書				
3	訓令の制定又は改廃及びその経緯	訓令案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30 年	移管
			立案に活用した調査又は研究に関する文書		
			訓令案の決定過程に関する文書		
		訓令案の審査	訓令案の審査過程が記録された文書		
		訓令の決定	訓令の決定に関する文書		
		訓令の公布	県公報登載等による公布に関する文書		
		解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書		
4	告示の制定又は改廃及びその経緯 (包括外部監査に関する事項に分類される業務に係るものを除く。)	告示案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30 年	移管
			立案に活用した調査又は研究に関する文書		
			知事部局との協議に関する文書		

			告示案の決定過程に関する文書		
		告示の決定	告示の決定に関する文書		
		告示の公表	告示の公表に関する文書		
		解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書		
5	要綱等の制定又は改廃及びその経緯	要綱等案の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 知事部局との協議に関する文書 要綱等案の決定過程に関する文書	10 年	移管 ただし、内部事務に関する行政文書ファイル等については廃棄
		要綱等の決定	要綱等の決定に関する決裁文書		
		解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
6	不服申立てに関する裁決又は決定及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	裁決又は決定その他の処分 がされる日に係る 特定日以後 10 年	移管 ただし、不服申立てが 取り下げられた場合は 廃棄
		要件審理	要件審理に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
		審議会等に関する文書			
		裁決(決定)、取下げ	裁決等に関する文書		
7	応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に 係る特定日以後 10 年	移管
		応訴の方針等	応訴の方針決定に関する文書		
			代理人に関する文書 指定代理人に関する文書		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類		
		判決	判決・和解に関する書類		
県職員のみで構成される会議その他連絡会議等に関する事項					
8	県職員のみで構成される会議の決定又は了解及び	会議	会議の開催、議事及び結果に関する文書	3 年	廃棄

	その経緯				
9	連絡会議等に関する事項	連絡会議等に関する事項	連絡会議等の開催に関する文書	3年	廃棄
情報公開及び個人情報保護に関する事項					
10	行政文書の開示請求(開示の申出)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	行政文書開示請求等に係る文書	3年	廃棄
		開示決定・実施	行政文書の開示決定等に係る文書		
11	個人情報の開示請求(訂正請求・利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	自己情報開示請求等に係る文書	3年	廃棄
		開示決定・実施	自己情報の開示決定等に係る文書		
12	情報公開の推進に関する事項	情報公開施策の推進	情報公開施策の推進に関する文書	3年	廃棄
		相談対応	情報公開に関する相談対応に関する文書		
13	個人情報の取り扱いに関する事項	個人情報の取り扱い	個人情報保護条例の運用状況	3年	廃棄
			個人情報の取り扱いの通知		
			個人情報取扱事務登録対象事務の登録		
			個人情報法に関する事務		
			個人情報に係る相談対応に関する事務		
			住民等からの苦情等に関する事務		
組織、人事等に関する事項					
14	組織又は定員(権限の委任又は配分に関する事項を含む。)に関する事項	組織編成・定数配置方針の通知	組織編成・定数配置方針に関する文書	5年	廃棄
		組織編成・定数配置要求	組織編成及び配置定数要求に関する文書		
		組織編成及び配置定数の内報	組織編成及び配置定数の内報に関する文書		
15	人事評価及び人事異動に関する事項	人事評価	人事評価に関する文書	30年	廃棄
		人事異動	人事異動に関する文書		
16	職員の懲戒又は分限に関する事項	研修・指導	研修・指導に関する文書	30年	廃棄
		懲戒又は分限の検討	懲戒又は分限の検討に関する文書		
		懲戒又は分限の決定	懲戒又は分限の決定に関する文書		
17	監査委員及び職員の給料、諸手当等に関する事項	報酬、給与	報酬、給与の支払いに関する文書	5年	廃棄

			昇給及び昇格に関する文書		
		諸手当	諸手当の認定に関する文書		
18	監査委員及び職員の勤務実績報告に関する事項	勤務実績報告	勤務実績報告に関する文書	5年	廃棄
19	監査委員及び職員の源泉徴収に関する事項	源泉徴収	源泉徴収に関する文書	10年	廃棄
20	職員の公務災害に関する事項	認定請求	認定請求に関する文書	10年	廃棄
		各種補償請求	各種補償請求に関する文書		
		各種福祉事業申請	各種福祉事業申請に関する文書		
21	職員の服務に関する事項	職務専念義務の免除の承認	職務専念義務の免除に関する文書	3年	廃棄
		各種休暇の承認	各種休暇に関する文書		
		週休日の振替の承認	週休日の振替に関する文書		
		休日の代休指定	代休に関する文書		
		各種休業の承認	各種休業に関する文書		
22	職員の研修計画に関する事項	研修計画の決定	計画を制定又は改廃するための決裁文書	5年	廃棄
23	職員研修の実施に関する事項	研修実施	研修実施に関する文書	3年	廃棄
		他団体(国その他団体)が主催する研修会等への出席に関する事項	開催及び出欠に関する文書 開催結果に関する文書		
24	職員の福利厚生に関する事項	共済組合に関すること	共済組合に関する文書	3年	廃棄
		児童手当(子ども手当)に関すること	児童手当(子ども手当)の認定及び支給に関する文書		
		レクリエーションに関すること	職員等のレクリエーションに関する文書		
25	職員の健康管理に関する事項	健康障害防止対策に関すること	健康障害防止対策に関する文書	3年	廃棄
		健康診断、各種検査に関すること	健康診断、事後指導、各種検査に関する文書		
		健康相談等に関すること	健康相談、ストレス相談に関する文書		
		健康教室に関すること	健康教室に関する文書		
26	職員の安全衛生管理に関する事項	安全衛生管理体制の整備	衛生推進者の選任に関する文書	3年	廃棄

		安全衛生の推進	職場巡視等		
27	旅行命令及び旅行に係る復命に関する事項	施行伺い	旅行に係る施行伺いに関する文書	5 年	廃棄
		旅行申請	旅行に係る申請に関する文書		
		復命書(事務局実地監査に係るものを除く。)	旅行に係る復命		
28	時間外勤務命令に関する事項	時間外勤務	時間外勤務申請及び承認に関する文書	5 年	廃棄
29	栄典に関する事項	栄典の授与又ははく奪に関すること	栄典の授与又ははく奪のための文書及び伝達文書	30 年	廃棄
30	表彰制度に関する事項	その他表彰制度の創設等に関すること	表彰制度の検討	制度廃止の日に係る特定日以後 5 年	廃棄
			表彰制度の決定(変更)又は廃止		
31	表彰に関する事項	表彰の授与	表彰の授与に関する文書	5 年	廃棄
32	業務改善及び事務能率に関する事項	業務改善に関すること	業務改善に関する文書	5 年	廃棄
		事務能率に関すること	職員提案に関する文書		
33	内部通報に関する事項	内部通報の処理に関すること	内部通報の処理に関する文書	5 年	廃棄
34	不当な働きかけに関する事項	不当な働きかけの報告に関すること	不当な働きかけの報告に関する文書	5 年	廃棄
予算、決算に関する事項					
35	予算要求に関する事項	予算編成方針の通知	予算の編成方針に関する文書	5 年	廃棄
		予算要求書の提出	予算の要求に関する文書		
		要求内容の査定	予算査定に関する文書		
		予算配当額の確認	予算配当予定額に関する文書		
		予算に関する照会	各種照会に関する文書		
		債務負担行為の設定	債務負担行為の設定に関する文書		
36	歳出予算の配当、令達、流用、趣旨の変更等に関する事項	歳出予算の配当に関すること	歳出予算の配当に関する文書	5 年	廃棄
		歳出予算の令達に関すること	歳出予算の令達に関する文書		
		歳出予算の流用に関すること	歳出予算の流用に関する文書		
		歳出予算の趣旨変更等に関すること	歳出予算の趣旨変更等に関する文書		
37	決算に関する事項	歳入歳出決算の調	歳入歳出決算の調製	5 年	廃棄

		製に関すること	に関する文書		
		議会の認定に関すること	決算特別委員会に関する文書		
会計に関する事項					
38	契約に関する事項	事業実施計画、予算措置等の検討	事業実施計画の検討に関する文書、予算措置に関する文書	5 年	廃棄
		設計及び仕様並びに契約方法の決定	仕様の作成、契約方法の決定に関する文書		
		入札参加条件の設定、指名業者又は見積徴取業者の選定	入札参加条件の設定、指名業者又は見積徴取業者の選定に関する文書		
		施行伺い及び予定価格の設定	施行及び予定価格の設定に関する文書		
		入札の実施及び契約の締結	入札結果及び契約に関する文書		
		契約の変更	契約の変更に関する文書		
		契約の履行及び検査	契約の履行完了及び検査実施に関する文書		
		支払	請求に関する文書、支出命令に関する文書		
39	収入に関する事項	収入の調定	収入調定に関する文書、納付(納入)の通知に関する文書	5 年	廃棄
		納付・納入	領収に関する文書、現金の受け払いに関する文書		
		戻出	戻出に関する文書		
40	支出(支出命令)に関する事項	購入等の意思決定	物品購入伺い、徴した見積書、支出負担行為書	5 年	廃棄
		支出の意思決定	徴した納品書、物品の検収に関する文書、支払い請求に関する文書		
		戻入	戻入に関する文書		
41	電子入札に関する事項	予算	予算に関する文書	10 年	廃棄
		契約	システム稼働に関する契約に係る文書		
		協議会等	市町村との協議会、庁内の検討会等に係る文書		
42	資金前渡の精算に関する事項	資金前渡の精算	資金前渡精算に関する文書	5 年	廃棄

43	収入、支出の更正に関する事項	収入の更正	収入更正に関する文書	5年	廃棄	
		支出の更正	支出更正に関する文書			
44	歳入、歳出の整理に関する事項	歳入の整理	歳入の整理に関する文書	5年	廃棄	
		歳出の整理	歳出の整理に関する文書			
45	出納員、臨時出納職員、会計職員に関する事項	任免	任命及び解任に関する文書	5年	廃棄	
		事務引継	事務引継に関する文書			
46	検査員の任免に関する事項	検査員の任免	検査員の任免に関する文書	5年	廃棄	
物品に関する事項						
47	物品の取得に関する事項	購入による物品の取得	物品の要求に関する文書	5年	廃棄	
			入札に関する文書、発注に関する文書			
			物品の交付に関する文書			
			物品の納品に関する文書			
			支払いに関する文書			
			物品の登録に関する文書			
		寄附による物品の取得	寄附の申込み及び取得の承認に関する文書			
			寄附物品の受け入れに関する文書			
		物品の登録に関する文書				
48	物品の管理に関する事項	物品の異動	消耗品の払出し	3年	廃棄	
			物品のき損又は亡失			物品き損・亡失の状況に関する文書
						損害賠償の審査及び賠償責任に関する文書
			損害賠償に関する文書			
		物品の保管転換	物品の保管転換に関する文書			
		備品の分類替え	備品の分類替えに関する文書			
物品の管理及び報告	物品の管理及び報告に関する文書					
49	物品の処分に関する事項	物品の不用決定	物品の不用の決定に	5年	廃棄	

				関する文書		
環境管理システムに関する事項						
50	環境管理システムに関する事項	環境目的・目標の設定	環境影響評価の調査	5 年	廃棄	
			環境目的・目標作成			
			実施計画の策定			
		実施及び運用	実施体制			
			運用管理			
			研修の実施			
点検	エコオフィス活動点検					
	環境監査					
	不適合是正					
文書及び公印の管理に関する事項						
51	行政文書ファイルの管理に関する事項	行政文書ファイルの管理	行政文書ファイルの管理に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後 5 年	廃棄	
52	取得した文書の管理に関する事項	取得した文書の管理	取得した文書の管理に関する文書	3 年	廃棄	
53	告示、公告又は訓令の管理に関する事項	告示、公告又は訓令の管理	告示、公告又は訓令の管理に関する文書	3 年	廃棄	
54	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理に関する事項	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理に関する文書	30 年	廃棄	
55	公印の管理等に関する事項	公印の管理等	公印の管理等に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後 5 年	廃棄	
その他の事項						
56	職員の担当事務の決定に関すること	職員の担当事務の決定	職員の担当事務の決定に関する文書	3 年	廃棄	
57	事務引継に関すること	事務の引継	事務引継に関する文書	3 年	廃棄	
58	広報・広聴に関すること	広報・広聴に関する計画 広報・広聴活動に関すること	広報・広聴計画の決定に関する決裁文書	5 年	廃棄	
			印刷物の作成及び配布に関する文書			
			パブリシティの活用に関する文書 知事への直行便、問い合わせ・相談・意見に関する文書			
59	ホームページに関すること	ホームページに関すること	ホームページ登載に関する文書	3 年	廃棄	
			ホームページの利用状況に関する文書			
60	照会・回答に関すること	照会の実施(事務局の業務に限る。)	照会の立案に関する文書及びその経緯	3 年	廃棄	

			照会に関する決裁文書		
			回答のとりまとめに関する文書		
61	県の機関からの照会への回答に関する事	県の機関からの照会への回答に関する事	回答に関する文書	1 年	廃棄
62	県の機関以外からの照会への回答に関する事	県の機関以外からの照会への回答に関する事(事務局の業務に限る。)	回答のとりまとめに関する文書	3 年	廃棄
63	県の機関以外からの照会への回答に関する事(事務局以外の業務に限る。)	県の機関以外からの照会への回答に関する事(事務局以外の業務に限る。)	回答に関する文書	1 年	廃棄
定期監査に関する事項					
64	定期監査に関する事項	事務局実地監査の準備に関する事	事務局監査の準備に関する文書	10 年	廃棄
		事務局実地監査の実施に関する事	事務局監査の実施に関する文書		
		事務局監査における課題に関する事	事務局監査に関する文書		
		委員監査等の実施に関する事	委員監査等の実施に関する文書		
		事務局監査の結果に関する事	監査結果に関する文書		
		監査の結果に基づき講じた措置に関する事	指摘事項に関する文書 注意事項に関する文書		
		65	監査調書様式の見直し・改廃に関する事		
	様式の決定	様式の決定に関する決裁文書			
66	一般会計・特別会計の例月現金出納検査に関する事	例月現金出納検査	例月現金出納検査に関する文書	5 年	廃棄
67	監査結果に係る本庁所管部局との意見交換会に関する事	意見交換会に関する事項	意見交換会の開催に関する文書	5 年	廃棄
68	監査事務提要に関する事	監査事務提要の編集	監査事務提要の編集に関する文書	3 年	廃棄
工事監査に関する事項					
69	工事監査に関する事項	事務局実地監査の準備に関する事	事務局監査の準備に関する文書	10 年	廃棄

		事務局実地監査の実施に関する文書	事務局監査の実施に関する文書		
		事務局監査における課題に関する文書	事務局監査の課題に関する文書		
		監査結果に関する文書	監査結果に関する文書		
財政的援助団体等監査に関する事項					
70	財政的援助団体等監査に関する事項	事務局実地監査の準備に関する文書	事務局監査の準備に関する文書	10 年	廃棄
		事務局実地監査の実施に関する文書	事務局監査の実施に関する文書		
		事務局監査における課題に関する文書	事務局監査の課題に関する文書		
		監査結果に関する文書	監査結果に関する文書		
随時監査に関する事項					
71	随時監査に関する事項	随時監査の準備に関する文書	随時監査の準備に関する文書	10 年	廃棄
		随時監査の実施に関する文書	随時監査の実施に関する文書		
		随時監査における課題に関する文書	随時監査の課題に関する文書		
		監査結果に関する文書	監査結果に関する文書		
病院局の監査等に関する事項					
72	例月現金出納検査に関する事項	検査の準備に関する文書	検査の準備に関する文書	5 年	廃棄
		検査の実施に関する文書	検査の実施に関する文書		
		検査の結果に関する文書	検査の結果に関する文書		
73	決算審査に関する事項	決算審査依頼に関する文書	決算審査依頼に関する文書	10 年	廃棄
		決算審査の結果に関する文書	決算審査の結果に関する文書		
74	定期監査に関する事項	事務局実地監査の実施に関する文書	事務局実地監査の実施に関する文書	10 年	廃棄
		委員監査の実施に関する文書	委員監査の実施に関する文書		
		監査の結果に関する文書	監査の結果に関する文書		
企業局の監査等に関する事項					
75	例月現金出納検査に関する事項	検査の準備に関する文書	検査の準備に関する文書	5 年	廃棄
		検査の実施に関する文書	検査の実施に関する文書		

		検査の結果に関する こと	検査の結果に関する 文書		
76	決算審査に関する事項	決算審査依頼に関する こと	決算審査依頼に関する 文書	10年	廃棄
		決算審査の結果に関する こと	決算審査の結果に関する 文書		
77	定期監査に関する事項	事務局実地監査の実施に関する こと	事務局実地監査の実施に関する 文書	10年	廃棄
		委員監査の実施に関する こと	委員監査の実施に関する 文書		
		監査の結果に関する こと	監査の結果に関する 文書		
一般会計の決算審査に関する事項					
78	決算審査に関する事項	歳入歳出決算の審査に関する こと	歳入歳出決算の審査に関する 文書	10年	廃棄
		基金の運用状況の審査に関する こと	基金の運用状況の審査に関する 文書		
財政健全化判断比率等の審査に関する事項					
79	財政健全化判断比率等の 審査に関する事項	財政健全化判断比率等の審査意見書 に関する こと	財政健全化判断比率等の審査意見書に 関する 文書	10年	廃棄
監査委員会議に関する事項					
80	監査委員会議に関する事項	監査委員会議の開催に関する こと	監査委員会議の開催に関する 文書	30年	移管
		監査委員会議の議事結果に関する こと	監査委員会議の議事結果		
監査関係団体に関する事項					
81	九州各県監査委員協議会 に関する事項	九州各県監査委員協議会識見委員会 議・事務局長会議 に関する こと	出席者報告に関する 文書 議題提出に関する 文書 議題に対する熊本県 回答に関する 文書	5年	廃棄
		九州各県監査委員協議会定例総会・ 代表監査委員会 議・事務局長会議 に関する こと	出席者報告に関する 文書 議題提出に関する 文書 議題に対する熊本県 回答に関する 文書		
		九州各県監査委員事務局監査担当課 長会議に関する こと	出席者報告に関する 文書 議題提出に関する 文書 議題に対する熊本県 回答に関する 文書		
82	全都道府県監査委員協議 会連合会に関する事項	全都道府県監査委員協議会連合会 総	出席者報告に関する 文書	5年	廃棄

		会に関すること			
		会報原稿作成に関すること	会報原稿作成に関する文書		
監査請求に関する事項					
83	住民の監査請求に関すること	住民監査請求に係る要件審査	監査請求受理	10 年	移管
		住民監査請求に係る意見陳述	意見陳述実施に係る文書		
		住民監査請求に係る監査	事務局監査に関する文書		
		住民監査請求に係る監査委員会議	監査委員合議に関する文書		
		住民監査請求に係る結果通知・公告	監査請求人等への結果通知及び公告文書		
84	主務大臣、知事の要求監査に関すること	監査要求書の受理	監査要求受理	10 年	移管
		監査要求に係る監査	事務局監査に関する文書		
		監査要求に係る監査委員会議	監査委員合議に関する文書		
		監査要求に係る結果通知・公告	主務大臣、知事への結果通知及び公告文書		
85	議会の請求監査に関すること	監査請求書の受理	議長からの監査請求受理	10 年	移管
		監査請求に係る監査	事務局監査に関する文書		
		監査請求に係る監査委員会議	監査委員合議に関する文書		
		監査請求に係る結果通知・公告	主務大臣、知事への結果通知及び公告文書		
包括外部監査に関する事項					
86	包括外部監査に関する事項	監査結果に対する意見の決定に関すること	監査結果に対する意見の決定に関する文書	10 年	廃棄
		監査事務の補助者の協議に関すること	監査事務の補助者の協議に関する文書		
		監査の実施通知に関すること	監査の実施通知に関する文書		
		監査結果に基づく措置状況に関すること	監査対象機関に対する措置状況報告依頼に関する文書		
			措置状況の公表に関する文書		
		包括外部監査契約に係る監査委員の意見に関すること	包括外部監査契約に係る監査委員の意見に関する文書		
監査結果報告に関する	監査結果報告の記者				

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫
熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再
く再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再
審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則（平成 19 年熊本県公安委員会規則第 1
7 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 1
4 条第 4 項」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「審査法」という。）第
18 条第 3 項」に改める。
第 5 条中「第 21 条」を「第 23 条」に改める。
第 6 条第 1 項中「第 34 条第 2 項」を「第 25 条第 2 項」に改める。
第 7 条第 1 項中「第 41 条第 1 項」を「第 50 条第 1 項」に、同条第 2 項中「第 42 条
第 2 項」を「第 51 条第 2 項」に改める。
第 10 条中「第 14 条第 4 項」を「第 18 条第 3 項」に改める。
第 11 条中「第 21 条」を「第 23 条」に改める。
第 12 条第 1 項中「第 41 条第 1 項」を「第 50 条第 1 項」に改める。
別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

再 審 査 申 請 書

熊本県公安委員会 殿

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 2 3 0 条第 1 項の規定により、再審査の申請を行います。

1 申請人の氏名及び性別 _____ 印 男 女

2 申請人の住所又は現在留置されている留置施設の名称

3 釈放後の連絡先 (住所)

電話

4 再審査の申請に係る措置 (不服とする措置)

5 上記措置を行った留置業務管理者 _____

6 上記措置に係る審査の申請の事案番号 _____ 年第 _____ 号

7 上記措置に係る裁決の告知があった年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

8 再審査の申請に関する上記留置業務管理者の教示の有無及びその内容

有 無

別記様式第 2 号中「警」を「(留管)」に改める。
別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

再 審 査 申 請 裁 決 書

熊本県公安委員会指令 (留管) 第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付け提出した再審査の申請については、
下記のとおり裁決する。

記

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 申請人の主張の要旨
- 4 理由

教 示 事 項

原裁決 (審査の申請についての裁決) の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます。ただし、この裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 6 号中「警」を「(留管)」に改める。
別記様式第 7 号を次のように改める。
別記様式第 7 号 (第 1 2 条関係)

事 実 再 申 告 確 認 書

熊本県公安委員会指令 (留管) 第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで提出した事実の申告については、下記のとおり確認する。

記

- 1 主文

- 2 事案の概要

- 3 申告人の主張の要旨

- 4 理由

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。